

令和2年度財政援助団体等監査結果報告書

第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査

第2 監査の対象

所管部課 福祉健康部高齢者支援室（高齢福祉担当）（以下「高齢者支援室（高齢福祉担当）」という。）

対象団体 公益社団法人調布市シルバー人材センター（以下「シルバー人材センター」という。）

第3 監査の実施期間

令和3年1月12日（火）から同年3月19日（金）まで

第4 監査の範囲

平成31年4月1日から令和2年12月31日までに執行された財政的援助等に係る出納及びその他の事務（以下「対象事務」という。）

第5 監査の主眼点及び方法

監査の実施に当たっては、調布市監査基準に基づき、次に掲げる事項を主眼として、関係諸帳簿及び関係書類の照合、現地確認、関係職員からの事情聴取等、通常実施すべき監査手続を実施した。

監査の着眼点としては、次に掲げる事項を重点とするものとする。

1 高齢者支援室（高齢福祉担当）

- (1) 補助金等の決定は法令等に適合しているか。
- (2) 補助金等の交付目的及び補助等対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- (3) 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- (4) 補助金等の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。
- (5) シルバー人材センターへの指導監督は適切に行われているか。

2 シルバー人材センター

- (1) 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告等は符合するか。
- (2) 補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。
- (3) 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。
- (4) 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- (5) 補助金等に係る収支の会計経理は適正か。
- (6) 会計処理上の責任体制は確立されているか。
- (7) 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。

第6 監査対象の概要

1 高齢者支援室（高齢福祉担当）

シルバー人材センターの運営に必要な経費として、調布市シルバー人材センター運営費補助金交付要綱（昭和53年1月26日施行。以下「要綱」という。）に基づき、補助金として、令和元年度は4,835万3,000円を、令和2年度は4,937万2,000円を交付している。

2 シルバー人材センター

- (1) 名称 公益社団法人調布市シルバー人材センター
- (2) 所在地 東京都調布市小島町3丁目87番地4
- (3) 設立 昭和53年1月26日（平成23年4月1日公益社団法人へ移行）
- (4) 目的 社会参加の意欲ある健康な高齢者に対し、地域社会と連携を保ちながら、その希望、知識及び経験に応じた就業並びに社会奉仕等の活動機会を確保し、生活感の充実及び福祉の増進を図るとともに、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与すること。
- (5) 会員数 1,625人（令和2年4月1日現在）
- (6) 事業
 - ア 臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者のための就業の機会確保及び提供
 - イ 高齢者に対し、就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習の実施
 - ウ 社会奉仕活動等を通じて、高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事業
 - エ シルバー人材センターの目的を達成するための調査研究、相談及び事業の企画運営
 - オ その他シルバー人材センターの目的を達成するために必要な事業
- (7) 役員 会長1人、副会長1人、常務理事1人及び理事7人（令和2年6月23日現在）

第7 監査の結果

対象事務については、上記のとおり監査した限りにおいて、法令等に従いおおむね適正に執行されているものと認められるが、一部に次のとおり留意を要する事項が見受けられたので、早急に改善措置を講じられたい。

1 高齢者支援室（高齢福祉担当）

シルバー人材センターに対する補助金について、交付時期が適切でない事務処理が見受けられた。

要綱に基づき、適正な事務の執行に努められたい。

2 シルバー人材センター

- (1) 市からの補助金交付決定通知書の收受日以前に当該補助金の交付請求書に係る起案の意思決定をしているもの、また、要綱で定める補助金の請求期間を徒過しているものが見受けられた。

事務規程及び要綱に基づき、適正な事務の執行に努められたい。

(2) 交通用具を使用する職員に対し支給する通勤手当について、その要件となる距離の算定を誤っているものが見受けられた。

職員給与規程に基づき、適正な事務の執行に努められたい。

(3) 毎年4月1日現在の印章に係る印影が保存されていないものが見受けられた。

事務規程に基づき、適正な事務の執行に努められたい。

(4) 近接地内旅費における旅行雑費について、支給の対象となるにもかかわらず支給していないものが見受けられた。

旅費規程に基づき、適正な事務の執行に努められたい。

(5) 育児休業取得期間中の職員に対する給与について、誤って支給しているものが見受けられた。

職員就業規則及び職員給与規程に基づき、適正な事務の執行に努められたい。

(6) シルバー人材センターが所管する規則、規程等において、規定内容に不備があるものが多数見受けられた。

規則等の定期的な見直しを励行し、適正な事務の執行に努められたい。